

根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内幼稚園、認定こども園、保育園(所)、放課後教室・児童教室・児童会館等(以下「幼稚園等」という。)における担い手の確保と就労希望者の支援を目的として、根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク(以下「人材バンク」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 調理師の資格を有する者
- (5) 子育て支援員の資格を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める者

(登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録申込書兼同意書(様式第1号)(以下「登録申込書」という。)に資格を証する書類の写しを添付し市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録申込書の提出があったときは、提出されたこれら書類を審査の上、適当と認めたときは、根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録者名簿(様式第2号)へ登録し、市内の幼稚園等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録情報の提供)

第4条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする幼稚園等の長は、根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書(様式第3号)(以下「情報提供申込書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、幼稚園等の長から前項の情報提供申込書の提出があった場合は、登録申込書の写しを提供するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(登録の解除)

第6条 登録者は、登録を解除しようとするときは、速やかに根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録解除届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解除することができるものとする。

(1) 登録者から根室市幼稚園教諭・保育士等人材バンク登録解除届出書が提出されたとき。

(2) 幼稚園等への採用が決まったとき。

(3) 長期間（概ね1年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。

(4) その他登録者として不適格と認められる事実が認められたとき。

(登録の期間)

第7条 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から前条第2項の規定により解除した日の前日までとする。

(留意事項)

第8条 人材バンクは、登録者に対し幼稚園等の職のあっせん、紹介を行うものではなく、また、幼稚園等に対し、登録者のあっせん、紹介を行うものではない。

2 幼稚園等と登録者との合意に基づく勤務条件等により生じたトラブルについて、市長はその責任を負わない。

3 幼稚園等の長は、第4条第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、根室市個人情報保護条例（平成11年根室市条例第4号）に定めるところによる。また、第4条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた幼稚園等の長は、提供された個人情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める以外の目的に使用してはならない。

(庶務)

第10条 人材バンクに関する庶務は、市民福祉部こども子育て課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。